

平成30年度からインセンティブ制度を導入

皆さまの取組で保険料率が変わる!!

※平成30年度の取り組み結果は、平成32年度の保険料率に反映されます。

平成30年度から新たにインセンティブ(報奨金)制度を導入しました。

この制度では、協会けんぽの事業主及び加入者の皆さまの取り組み等に応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

評価方法

まずは、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%※1を盛り込みます。

※1:この0.01%は3年間で段階的に導入されます。

平成30年度(平成32年度保険料率) ▶ 0.004% **平成31年度(平成33年度保険料率) ▶ 0.007%**
平成32年度(平成34年度保険料率) ▶ 0.01%

その上で、特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合など計5つの評価指標を各支部の偏差値で得点化し、総得点のランキング上位過半数に該当した支部に、得点数に応じた報奨金を付与することで保険料率を引き下げます。

以下の**5つの項目が、評価の対象**となります。

保険料率の引き下げのためにも、

全ての事業主、加入者の皆さまの取組へのご協力をお願いします。



1 特定健診等の受診率

- ◆ご本人(被保険者)の方は、生活習慣病予防健診、ご家族(被扶養者)の方は特定健診を受診してください。
- ◆定期健康診断(事業者健診)を実施されている事業所様の場合は、結果データ提供をお願いいたします。

2 特定保健指導の実施率

- ◆健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

3 特定保健指導対象者の減少率

- ◆特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- ◆特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- ◆「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

5 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

- ◆薬局でお薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品」を選択してください。

◎平成27年度及び28年度のデータを用いたシミュレーション結果では、栃木支部の順位は全国30位となり、インセンティブ(報奨金)の付与を受けることができず、財源負担のみ発生する結果となっています。

栃木支部も皆さまの取組を全力でサポートしますので、共に取り組んでいきましょう!!